

療育手帳の交付（新規・更新）をご希望の方へ

① 判定の予約が必要です

療育手帳の交付を受けるためには、判定会等で心理検査等の判定を受ける必要があります。

県内各市町で開催される判定会は予約制のため、下記の予約専用ダイヤルで判定の予約を取ることが必要です。

【巡回判定会の予約方法】

■予約専用ダイヤル 082-400-9010（県内全域同じ番号です）

■予約受付時間 月曜～金曜（祝日を除く） 9時～17時

■対象者 新規交付を希望の方、更新を希望の方

※ただし、更新をご希望の方で、前回判定時に18歳を超えており、電話での更新を希望の方は、各こども家庭センターへお電話下さい。

★予約受付時にお伺いすること

- ・お電話をいただいている方の情報（療育手帳判定を受けようとされる方との続柄等）
- ・療育手帳判定を受けようとされる方の情報（氏名、生年月日、性別、住所、所属（学校等）等）
- ・新規の場合：療育手帳取得希望のきっかけ、かかりつけ医、他の障害手帳を持っているか等
- ・更新の場合：現在お持ちの療育手帳の程度と次回判定年月等

② 療育手帳交付申請書の提出が必要です

予約の日まで（もしくは予約当日）に、市町の窓口へ行き、療育手帳交付申請書を出してください。提出をされていないと、判定が受けられません。

持っていくもの

- ・本人の写真 1枚

〔 たて4センチ×よこ3センチ、上半身、帽子なし
6ヶ月以内に撮影したもの、裏面に名前を記入 〕

- ・持っている人は、身体障害者手帳の写し

※その後の手続きについては、判定会等でご説明します

問合せ先（お住まいの管轄のこども家庭センター）

広島県西部こども家庭センター 082-254-0381

広島県東部こども家庭センター 084-951-2340

広島県北部こども家庭センター 0824-63-5181（代表）